

群馬県庁移動販売車出店事業に関する仕様書

1 事業の名称

群馬県庁移動販売車出店事業

2 趣旨・目的

群馬県庁のにぎわいを創出することにより、県民幸福度向上に繋げる。

3 事業概要

以下のとおり、県と事業者の間で移動販売車の出店に係る行政財産の貸付契約を締結し、事業者において群馬県庁移動販売車出店事業を行います。

(1) 貸付内容

①相手方

複数の移動販売車を取り扱う事業者（1者）

②期間

2026年4月1日（予定）から2027年3月31日まで

※ただし、以下の日程を除く。

- ・土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日。
- ・イベントや工事等により、その都度県が指定する日程。

③時間

原則として10時から17時まで

④場所

群馬県庁正面玄関

※別添「出店可能エリア」の内、移動販売車一台分（15㎡）の敷地。

⑤貸付料

別途、県と優先交渉者で協議の上、決定します。

(2) 事業内容

貸付相手方が企画提案内容に基づいて実施する以下の業務

①移動販売車の出店

②運営管理業務（食品衛生管理・出店に係る安全管理・出店実績の整理等）

5 報告書の作成

(1) 報告書に記載する事項

1ヶ月毎に以下の内容を記載して、県に報告してください。

- ・出店した日程とその店舗、販売額の一覧

- ・来場者からの感想やクレーム、事業実施上の問題点など

(2) 納品

報告書（PDF形式）をメールで以下に納品してください。件名を「**【報告】**群馬県庁移動販売車出店事業」としてください。

群馬県総務部財産有効活用課県庁舎リノベーション推進室 へ

アドレス：zaisanka@pref.gunma.lg.jp

※事業者の管理するシステムにて上の報告事項を県が確認できる場合は、報告書の作成及び納品は不要です。

6 業務実施計画書の策定

出店する日程は、事前に1ヶ月単位で県と協議の上、決定することとします。

なお、やむを得ない事由により急遽出店を取り止める場合には、速やかに県に連絡してください。

7 その他

- ・本業務の実施に必要な事項（県との打合せを含む）に係る一切の経費については、委託額に含むものとします。
- ・本事業の実施に伴い第三者または県に発生した損害については、県の責に帰すべき事由によるものを除き、事業者がその賠償の責を負うものとします。
- ・本仕様書に記載のない事項及び内容の詳細については、その都度、県との協議により決定します。